

運 営 規 程

介護老人保健施設 はっ田

(令和7年4月1日)

介護老人保健施設 はっ田 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人福友会が開設する介護老人保健施設 はっ田（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者のその居宅における生活への復帰を目的とする。
- 2 施設の職員は、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努める。
- 3 介護保健施設サービス等の実施に当たっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人保健施設 はっ田
- (2) 所在地 愛知県名古屋市中村区並木二丁目354番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（医師と兼務）
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 職員
 - 医師 1名以上（常勤換算）
 - 薬剤師 0.3名以上（常勤換算）
 - 看護職員 10名以上（常勤換算）
 - 介護職員 23名以上（常勤換算）
 - 支援相談員 3名以上（常勤換算）
 - リハビリ職員（理学療法士または作業療法士もしくは言語聴覚士）
4.8名以上（常勤換算）
 - 管理栄養士 2名以上（常勤換算）
 - 介護支援専門員 3名以上（常勤換算・兼務）職員は、介護老人保健施設サービスの提供に当たる。
- (3) 事務職員 1名以上（常勤換算）
必要な事務を行う

(入所者定員)

第5条 入所定員は96名とする。

(保健施設サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとし、介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 療養上の世話
- (4) 健康チェック
- (5) 退所時指導
- (6) 栄養管理

2 居住費として利用者が負担すべき費用は、「室料＋光熱水費または光熱水費」相当額とし、次の額を徴収する。 ※注

個 室 1, 840円／日

多床室 446円／日

3 食費として利用者が負担すべき費用は、「食材料費＋調理費」相当額とし、

1, 675円／日を徴収する。 ※注

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、日用品費 200円／日、教養娯楽費150円／日を徴収する。

5 前各号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

※注）居住費・食費について、負担限度額認定証が交付されている利用者の場合は、負担限度額認定証に記載された居住費・食費の額を徴収する。

(施設利用に当たっての留意事項)

第7条 職員は、利用者に対して職員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうように指示を行う。

2 職員は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

- (1) 別に定める利用者の守るべき事項を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (2) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (4) 職員に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントなどあらゆるハラスメントを禁止する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 日頃から地域住民等との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力が得られるような体制作りに努める。

(身体拘束の適正化)

第9条 介護保健施設サービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行いません。ただし、緊急やむを得ない身体拘束を行う場合は以下の内容にのっとり行います。

- ① 施設長（医師）により、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する
- ② 利用者の家族への十分な説明・同意
- ③ 身体拘束廃止へ向けた取り組み

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1） 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。
- （2） 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- （3） 施設において、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施すること。なお、新規採用職員には必ず実施する。
- （4） 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（利用者や扶養者等からのあらゆるハラスメント行為の禁止）

第11条 当施設では、誰もが、病気になっても、介護が必要になっても、自分らしく、住み慣れた地域で暮らし続けたいという願いをかなえる地域包括ケアサービス提供体制を構築するため、介護現場の職員の身の安全を確保し、やりがいや働く意欲を損なう職場環境とならないようハラスメント発生予防への取り組みを行う。

（その他運営についての留意事項）

第12条 施設は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- （1）採用時研修 採用後3か月以内に行う。
- （2）継続研修 毎月eラーニングにて実施する。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人福友会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年 6月1日から施行する。

平成17年10月1日改定

平成19年 4月1日改定

平成20年10月1日改定

平成21年 4月1日改定

平成21年 8月1日改定

平成24年 1月1日改定

平成25年 6月1日改定

平成 25 年	9 月 1 日改定
平成 26 年	4 月 1 日改定
平成 27 年	4 月 1 日改定
平成 27 年	7 月 1 日改定
平成 28 年	4 月 1 日改定
令和 元 年	10 月 1 日改定
令和 元 年	12 月 1 日改定
令和 5 年	7 月 1 日改定
令和 6 年	8 月 1 日改定
令和 6 年	9 月 1 日改定
令和 7 年	4 月 1 日改定